

議案第40号

備前市火入れに関する条例の一部を改正する条例の制定について

備前市火入れに関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和3年2月24日提出

備前市長 田 原 隆 雄

備前市条例第 号

備前市火入れに関する条例の一部を改正する条例

備前市火入れに関する条例(平成17年備前市条例第159号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「様式第1号による」を削る。

第4条第1項中「様式第2号による」を削る。

第14条第1項中「異常乾燥注意報」を「乾燥注意報」に改め、同条第2項中「異常乾燥注意報又は」を「乾燥注意報若しくは」に改める。

本則に次の1条を加える。

(委任)

第17条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

様式第1号及び様式第2号を削る。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

<p>2 火入責任者は、火入れ中に風勢等によって他に延焼するおそれがある と認められるとき又は強風注意報、<u>異常乾燥注意報又は火災警報が発 令されたときには、速やかに消火しなければならぬ。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(委任)</u></p> <p>第17条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に<u>必要な事 項は、市長が別に定める。</u></p>	<p>2 火入責任者は、火入れ中に風勢等によって他に延焼するおそれがある と認められるとき又は強風注意報、<u>異常乾燥注意報又は火災警報が発 令されたときには、速やかに消火しなければならぬ。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>様式第1号(第2条関係)</u> <u>(略)</u></p> <p style="text-align: center;"><u>様式第2号(第4条関係)</u> <u>(略)</u></p>
--	--